

第281回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

令和7年5月14日

岩手県内水面漁場管理委員会

第281回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年4月11日（金）
- 2 開催年月日 令和7年5月14日（水）午後1時30分から午後2時35分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（8名）

佐藤由也委員、刈貴博委員、中村久美男委員、峰岸有紀委員、島川良英委員、
松林由里子委員、佐野賢治委員、高橋文昭委員
[欠席委員：松岡俊太郎委員、阿見彌典子委員]

岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原
振興担当課長、鈴木特命課長、中野主任主査、前川技術専門幹、五十嵐主任行政専
門員、松川技師、片寄技師、阿部技師、工藤沿岸広域振興局技術参事兼水産部長、
志田大船渡水産振興センター所長、佐藤宮古水産振興センター所長、今野県北広域
振興局水産振興課長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短
縮について（諮問）

第2号議案 中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示
について

第3号議案 ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について

6 報告事項

令和6年度漁業権非設定河川への魚類放流実績について

7 委員会の経過

横沢事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願い
いたします。

佐藤会長

ただ今から、第281回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。
ます。

また、県の方々にも、出席を賜り、大変御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案ですが、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮」について県の方からの諮問、毎年度、盛岡市と釜石市からの要望に基づいて発動しております、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」について、それから、本県の外来魚対策の一つである、「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示」について、以上の3件でございます。

そのほか、県から報告事項が1件ございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。

本日は、令和7年度の最初の委員会となりますので、議事に入ります前に、4月1日付けで異動となった職員の紹介をさせていただきます。

異動者名簿は、「会議次第」の次にございますので、御覧ください。

初めに、知事部局職員について、森山水産担当技監から、お願いします。

森山水産担当技監

それでは、異動がございました知事部局の職員について、御紹介いたします。

(名簿により紹介)

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

横沢事務局長

ありがとうございました。続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、御紹介いたします。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介については、以上でございます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、早速議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、松岡委員、そして阿見彌委員が欠席でございますが、8名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、島川良英委員と松林由里子委員にお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案の「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について(諮問)」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、諮問。要旨、岩手県知事から、漁業権が設定されていない北上川本流域において、適正な漁場管理を行うため、小型定置網(たが網を含む。)及び刺し網(複合式

刺し網を除く。)による採捕の許可の有効期間を短縮することについて、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第32条第5項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、2ページを御覧願います。規則の抜粋になりますが、諮問の対象となる水産動物の採捕の許可は、第32条第1項に規定されている漁具又は漁法のうち、第2号の「小型定置網（たが網を含む。）」と、第3号の「刺し網（複合式刺し網を除く。）」の2つでございいます。次に、採捕の許可の有効期間につきましては、同条第5項において「3年」と定められておりますが、ただし書きとして、「漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。」と規定されておまして、今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年4月24日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文の読み上げは省略させていただきますが、内容については、記以下の1に許可の有効期間、2に有効期間を短縮する理由が記載されておりますので、これらを含めまして、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。恐れ入りますが、以降着座にて説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案について御説明をさせていただきます。

まず資料の2ページを御覧いただければと思います。2ページでございます。今回諮問する採捕の許可の有効期限でございますが、岩手県漁業調整規則の第32条の第5項では、採捕の許可の有効期間は3年とされてございます。一方で、北上川本流には漁業権が設定されておりませんで、稚魚放流などの増殖行為が行われていないため、増殖行為が行われている河川に比べて遊漁による漁獲圧や自然環境の変化による水産資源の枯渇が懸念されるところでございます。このような水産資源の枯渇を未然に防ぐためには、漁場利用の実態や資源動向などを3年といわずに、年度ごとにきめ細かく把握いたしまして、毎年度の許可事務へ反映するなど、適正な漁場管理につなげる必要があると考えております。

それでは、現状の小型定置網と刺し網における現状につきまして、御報告申し上げます。資料の6ページを御覧ください。左上に示しました図1でございます。これは小型定置網及び刺し網の許可件数の推移を示してございます。凡例では、黒い四角が小型定置網、白丸が刺し網ということになってございまして、令和6年度の許可件数、直近の部分の右側になりますが、こちらの小型定置網では6件、ちなみに昨年は8件でございます。刺し網では13件、昨年は24件でございます。次に右側の図2でございます。こちらは小型定置網と刺し網の総漁獲量の推移について示してございます。凡例は図1と同様となっております。直近の令和5年のモクズガニの漁獲状況でございますが、小型

定置網では90尾、刺し網では153.8kgとなっております。また、下段の図3には、刺し網による令和5年までの漁獲の内訳を示してございます。令和5年に漁獲が多い魚種の順に、うぐい、にこい、こいとなっており、例年同様の構成となっております。また「その他」には、なまず、あゆというような漁獲になってございます。

岩手県漁業調整規則第32条第1項によりますと、小型定置網や刺し網によって水産動物を採捕しようとする者は知事の許可を受けなければならないとされてございますが、漁業権が設定されていない北上川本流におきましては、先ほど申し上げた、北上川本流漁業調整方針等を定めて、許可を行っているところでございます。

3ページをお開き下さい。3ページ目には、その北上川本流漁業調整方針等を示しておりますので、こちらの方を御覧ください。この方針の第2の(2)でございしますが、小型定置網について基本的には許可しないこととしてございますが、ただし書きに、かにの採捕を目的とする場合には、別に定める方針によって許可する、ということが示されてございます。続きまして4ページ目に、小型定置網の許可方針を示してございますので、御覧ください。ここで、この方針の中で許可の有効期間や対象者、それから採捕の期間などを定めて許可してございます。

3ページにお戻りいただきまして、第2の(3)刺し網についてでございますが、こちらは別に定める方針によって許可するというようにしておりますが、こちらにつきましては5ページを御覧ください。こちらに、刺し網の許可方針を掲載してございまして、許可の有効期間、それから対象者、採捕の期間などを定めて許可を行ってございます。

今回の諮問では、規則第32条第5項のただし書きを適用いたしまして、知事許可の有効期間を通常3年のところ、漁場利用の実態や資源動向をきめ細かく把握するため、1年未満に短縮しようとするものでございます。

以上が諮問の内容となります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(質疑等無し)

ございませんか。御意見等が無いようでございます。第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案の「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委

員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

渡邊主任

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。

第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、表紙にございます要旨のとおり、漁業権が設定されていない中津川及び米内川並びに甲子川において、盛岡市が放流するあゆ及びやまめ並びに釜石市が放流するあゆ、やまめ及びいわなの育成保護を図るとともに、遊漁の秩序を維持するため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは最初に、本議案に関連する岩手県漁業調整規則の内容について、御説明いたしますので、10ページをお開き願います。第39条に各魚種の採捕禁止期間等が定められておりまして、あゆは1月1日から6月30日まで、いわなは10月1日から翌年の2月末日まで、さくらますは7月1日から翌年の2月末日まで、やまめは10月1日から翌年の2月末日までが採捕禁止期間となっております。

また、第38条では、水産動物の採捕禁止区域等が定められておりまして、中津川では、「中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面」が採捕禁止区域となっております。なお、この中津川での採捕禁止区域に関しては、ただし書きの所で、「ただし、第3号に掲げる河川」、中津川は、ここに含まれる訳でございますが、その「河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。」とされ、これらの漁法による採捕は規制の適用を受けないものとされております。

13ページをお開き願います。「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」を定めておりまして、ポイントに下線を引いております。まず「1趣旨」の中で、「第五種共同漁業権が設定されていない河川において、自治体や任意の団体等が魚資源の保護及び増殖、河川環境の保全並びに住民等に対するレクリエーションの場の提供などを目的に稚魚等を放流する場合において、当該河川における魚類の採捕に関して禁止又は制限する当委員会の指示については、漁業法等の定めによるほか、この要領により取り扱う。」としており、その下の2で「次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、発動する。」ことを規定しております。その要件として、(1)で「指示の発動を要望する区域をその一部の区域とする市町村からの要望があること」、(2)で、その区域は「第五種共同漁業権が設定されていない内水面の区域であること」、(3)では漁場管理の要件として「次のことについて実施する計画があること。」とし、アとして、「委員会指示により採捕を禁止又は制限しようとする魚類の稚魚等の放流並びにその保護及び増殖を図るための河川環境の保全の取組みを実施すること」、この場合の「稚魚等の放流の数量」については、「別に定める数量を下回らないもの。」としてございます。

14ページをお開き願います。ページの下の方に、「参考」として、「別に定める数量」を表にしております。御覧のとおり、盛岡市から要望のある「中津川及び米内川」に

関しては、あゆが150キロ、やまめが40キロ、釜石市から要望のある「甲子川」に関しては、あゆが200キロ、やまめが20キロ、いwanaが10キロとなっております。

13 ページにお戻り願います。この放流に関しましては、ページの下から2行目のところで「管内の任意の団体等の協力によって当該数量の放流を確実に実施できる場合には、その放流をもって市町村の放流とみなすことができる。」という取扱いとしてございます。

14 ページをお開き願います。もう一つの漁場管理の要件として、イで、「住民等に対して委員会指示を周知するとともに、その遵守状況の把握とトラブルの防止に努めること。」となっております。本議案であります、「中津川及び米内川並びに甲子川における魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」につきましては、盛岡市と釜石市からの要望に対応し、これまでも継続して発動してきております。この度、令和7年の委員会指示の発動に関し、両市から要望書が提出されておりますので、その内容について御説明いたします。

15 ページをお開き願います。これは、令和7年3月24日付けで盛岡市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。

具体的な内容については、次の16 ページを御覧願います。1の要望理由のところには、「市民遊漁の川として親しまれている中津川及び米内川を今後も維持するためには、稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖等に努めるとともに、河川環境の保護を図る必要がある。このことから、秩序ある遊漁を行うことにより魚類の育成保護を図るため、委員会指示を受けたく要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。次に、「2の要望の内容」として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、「アの区域」と、「イの区域」に分けて表に整理されております。アの区域は「下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域」、イの区域は「中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域」で、こちらも前年と同様の区域となっております。

このアの区域とイの区域について地図上に示した資料がございますので、7 ページを御覧願います。この地図の黒く塗られている河川が、要望書に記載されております「アの区域」でございます。一方、地図の左下のところ、点線でお示した範囲が「イの区域」でございます。

次に、アの区域とイの区域における「採捕禁止期間」について御説明いたしますので、16 ページにお戻り願います。最初に、アの区域、下ノ橋より上流、についてですが、「あゆの餌釣り」は、令和7年7月1日から同年12月31日まで、「あゆのガラ掛け」は、令和7年7月1日から同年9月9日まで及び令和7年10月11日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は、令和7年7月1日から同年7月5日まで、「さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣り」は、令和7年6月1日から同年7月5日までが、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。次に、イの区域、下ノ橋より下流、については、「あゆの餌釣り」は、令和7年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は令和7年7月1日から同年7月5日まで、「さくらますを除くそ

の他の魚種の流し毛ばり釣り」は、令和7年6月1日から同年7月5日までが、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。

続きまして、「規制の必要性」についてですが、次の17ページを御覧願います。規制の必要性として、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。その次に、4として、「放流計画」が記載されております。あゆの稚魚については、5月中旬に約1万7千尾、150キログラムを米内川の落合橋付近から、中津川の中ノ橋下流の区域に放流する計画となっております。また、やまめの稚魚については、5月に約6千8百尾、40キロを外山川と米内川の合流点下流から、上の橋下流の区域に、放流する計画となっております。

次に、18ページをお開き願います。「5の漁場管理」につきましても、前年と同様に、立て札の設置、盛岡市が依頼して河川の監視を行っている魚族監視人による巡視、河川清掃の実施が計画されております。その下の6には、「前年度の実績」として（1）の表に種苗放流等の実績、（2）の表に漁場管理等の実績が、それぞれ記載されております。また、7の「その他」には、今年の計画として、初心者向けのあゆ釣り教室を7月の第1日曜日にあたる7月6日に中津川与の字橋から毘沙門橋までの区間において、実施予定であること等が記載されてございます。以上が、盛岡市からの要望でございます。

次に、釜石市からの要望について、御説明いたします。19ページをお開き願います。これは、令和7年3月19日付けで釜石市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。

続いて、20ページをお開き願います。具体的な要望内容について御説明いたします。1の「要望理由」には、「甲子川を市民のレクリエーションの場とし、誰もが自由に遊漁を楽しめる川にするためには、各種稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖、保護に努めるとともに、河川環境の保護を図っていくことが重要である。また、それと同時に、甲子川をいつまでも良い状態で残していくためには、自然保護の精神に基づいた秩序ある遊漁を推進していくことも必要であり、そのためには漁場利用における制限を設定する必要がある。そこで、岩手県漁業調整規則を遵守しながら、今以上に甲子川の自然を守っていくために、委員会指示を要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。次に、2の「要望の内容」として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、（a）の区域と（b）の区域に分けて表に整理されております。（a）の区域は「矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの区域」、（b）の区域は「五の橋下流端から枯松沢（かれまつざわ）との合流点までの区域」とされております。

この（a）と（b）の区域についても、地図上に示した資料がございましたので、8ページをお開き願います。この地図の右側の所の点線でお示した範囲が、要望書に記載されております（a）の区域でございます。一方、（b）の区域は黒く示した広い範囲の部分でございます。

それでは、（a）の区域と（b）の区域における採捕禁止期間について御説明いたしますので、20ページにお戻り願います。最初に、2の（1）、（a）の区域、五の橋より下流、についてですが、「あゆの餌釣り又はがら掛け」は、令和7年7月1日から同年12月

31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は、令和7年7月1日から7月5日まで、及び令和7年9月15日から同年12月31日まで、「さくらますの餌釣り又は擬餌釣り」は、令和7年6月1日から同年6月30日まで、「その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣り」は、令和7年6月1日から、同年7月5日まで、以上の期間が、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。次に、(b)の区域、五の橋より上流、については、「あゆの餌釣り又はがら掛け」は令和7年7月1日から同年12月31日まで、「あゆの擬餌釣り又は友釣り」は令和7年7月1日から7月5日まで、「さくらますの餌釣り又は擬餌釣り」は令和7年6月1日から同年6月30日まで、「その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣り」は令和7年6月1日から、同年7月5日まで、以上の期間が、それぞれ採捕禁止期間の要望となっております。続きまして、「3の規制の必要性」についてですが、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、21ページを御覧願います。4として「放流計画」が記載されておまして、あゆの稚魚250キログラムを新開橋上流から、砂子渡橋下流までの区域に5月に放流、やまめの稚魚20キログラムを鈴子町JR鉄橋上流から、愛染橋下流までの区域、いわなの稚魚10キログラムを不動橋上流から愛染橋下流までの区域に、それぞれ6月に放流する計画とされております。

この稚魚放流につきましては、管内の釣り団体等の協力によって実施される計画でございまして、その協力団体である「甲子川鮎釣協力会」の総会資料の抜粋を22ページから28ページに添付しております。細かい説明は省略させていただきますが、釜石市長も当該団体の役員の一人となっており、また、事務局は釜石市役所の水産課が担っていて、これまでも市との強い連携の下で稚魚放流等を行ってきた経過がございまして、本年も稚魚放流や啓発普及活動等を行う計画とされております。

次に、21ページにお戻り願います。5の「漁場管理」についてでございます。遊漁方法や遊漁期間に関する制限について、市の広報誌に掲載して市民に周知すること、資源保護及び遊漁マナーの向上のため、ポスターの掲示を行うこと、甲子川漁業監視員による巡視、河川清掃の実施等が計画されております。

29ページをお開き願います。前年度の「稚魚等の放流実績」が記載されております。釜石市のほか、甲子川鮎釣協力会の協力も得ながら、あゆ等の種苗放流が計画どおり実施されております。

次に30ページをお開き願います。前年度の「漁場管理の実績」が記載されております。稚魚の放流のほか、河川敷のゴミ拾い、資源保護及び遊漁マナーの向上を目的としたポスターの掲示、漁業監視員による巡視などが実施されております。以上が、釜石市からの要望でございます。

次に31ページをお開き願います。前段で御説明しました「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」で規定する委員会指示発動要件でございまして、盛岡市及び釜石市からの要望内容を表に整理しましたところ、適否欄にありますとおり、委員会指示を発動する要件を満たしているものと判断されますことから、事務局案とし

て、これまでと同様、「魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」を発動することが適当である、としました。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。これが指示案本文となります。委員会指示の内容について、1ページ及び2ページに示しております。冒頭部分について、読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。県報掲載の日付につきましては、本日、御承認いただければ、5月27日の火曜日を予定しております。会長名でお出しします。以下の委員会指示の内容につきましては、先ほど御説明いたしました盛岡市及び釜石市の要望内容と同じですので、読み上げは、省略させていただきます。

続きまして、3ページから4ページは、令和6年委員会指示と令和7年委員会指示(案)を示した新旧対照表でございます。変更となる箇所には下線を引いております。また、一番右側に変更の理由等を記載しております。

次に、5ページを御覧願います。委員会指示が発動された際の状態について、5ページに中津川及び米内川、6ページに甲子川における水産動物の採捕について、県漁業調整規則による規制と、当該委員会指示による規制について、整理しております。5ページの「中津川及び米内川」についてですが、「魚種別」、「漁具又は漁法別」に、「採捕禁止期間」を示しておりまして、グレーの箇所は、県漁業調整規則による禁止、黒色の箇所が、委員会指示による禁止、色付けしていない箇所が、採捕できる期間を表しております。「甲子川」については、次の6ページに同様のものを示しております。

以上で、第2号議案の内容の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

松林委員

質問なんですが、内容に大きく変わることはないと思うのですが、すみません。私、中津川の川を見ながら歩いていることがよくあったのですが、その時に、あゆ釣りのためだと思うんですが、魚を入れておくケースのようなものが、河川に係留といいますか、固定されているものが何ヶ所か見ることがありました。で、今年の8月の雨の後だったと思うんですが、あれが流されて、何か回収されてたりとかっていうのも拝見しまして、もしかすると洪水のときに流されて、やっぱりごみとなってしまうような可能性もあるのかなっていうのと、やはり河川の一部を占用するっていうのは、本来は許可が要るも

のかなと思っておりまして、そのあたりは、こちらでも遊漁マナーとか河川環境の保全っていうのは管理として挙げてらっしゃるのですが、どの程度許されるのか、または結構、ある程度は仕方のないものなのか、というようなところを、よろしければ教えていただきたいなど、思っております。

野澤漁業調整課長

資料の中にもありました、盛岡市さんには、名前がちょっと違うんですけど、漁業監視員と同じ意味合いの魚族監視人というのが2名居られると記憶しておりましたが、その方々が遊漁マナーや河川環境の監視等を行っているとの話は聞いております。

また、中津川の河川増水などで河川が荒れた際には、河川法に準じて、河川管理者等が対応されております。そういったところで対応していただくというようなところで、見てはおりましたけれども。

今後、マナー違反がかなり散見されるということであればですね、関係する方々との意見交換等をする必要があるかなというふうには、感じております。

今のところ、まだそういう声っていうのは、まだこちらの方にはありませんけれども、そういった苦情などの声があるようであればですね、そのような場面を持ちたいと思います。

松林委員

ありがとうございます。

今こちらの中津川の河川の範囲っていうのは、管理としては、国交省の管理でよろしいですか。

野澤漁業調整課長

国交省ですね。

松林委員

国の管理区間っていうことですか。

野澤漁業調整課長

そうです。

松林委員

そちらの河川の管理として、問題がない範囲であれば、良いというような。まあ、いまのところは、先ほどおっしゃったように問題として挙げられてないので、特には何も。

野澤漁業調整課長

そうですね。河川環境のそういった声は、今のところ、河川法の中で、河川管理者の方で対応しているというふうには伺っています。

横沢事務局長

うちの方でも、そういったお話がお電話とかがありましたらば、その都度管理者の方に情報提供していきますので、よろしくお願いします。

佐藤会長

その他、ございませんか。

ただいまの質問に対して、釣り人の立場から言わせると、すごく、うーん、という気持ちになろうかと思えます。

県の方に、あゆの友釣り等を若いころに一生懸命やった、私の正面に筒井さんがおる

んで、釣り人の立場としたら今の質問にお答えする、その答え方っていうのはすごく難しいのではないかなと思うんだけど。筒井さん、どうでしょうか。

筒井技術参事兼総括課長

水産振興課の筒井と申します。ご指名ですので私の方から。

県職員というよりも、かつての釣り人からの一意見ということで、お聞きいただきましたのですが、おそらく御指摘ありましたのは、あゆの友釣りに使うものかと思われるのですが、おとりあゆを、普通であればやるたびに購入して使うというのが一般的なのですが、非常に熱心な人であると、そのシーズン中に自分でおとりあゆを繋いでやる、という方が一部いらっしゃいまして、おそらくそういう方が、ご自身でその河川の一部に、簡易的な箱みたいなものを設置してやっているというのを御覧になった、ということかと思います。あと御指摘の点に関しては、ちょっと今正確なところは申し上げられないのですが、先ほど野澤課長の方から申し上げました通り、基本的には、河川法の規定に照らして問題があるか、という観点になるかと思います。おそらくその際に、構築物というふうな扱いであれば、何かしら制限があるかもしれませんが、ただ、簡易的に置いておく、とかですね、そこら辺の境目が、結構微妙な話になるのかなというふうに思いますので、いずれそういうケースがあったらですね、その都度、河川管理者の方と協議して、対応していくようなケースかなというふうに思っています。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。

その他ございませんか。

ないようであれば、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、第3号議案「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊主任

それでは、第3号議案、ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について御説明いたします。引き続き、着座にて御説明させていただきますので、御容赦願います。

第3号議案、ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について。表紙にございます要旨のとおり、産業管理外来種であるブラウントラウトについて、在来種への影響を低減し、水産動物の保護を図るため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、本県内水面への放流を禁止する委員会指示を発動しようとするものでございます。本委員会指示は、令和6年に指示の期間を令和6年6月1日から令和7年5月

31 日までとし、初めて委員会指示を発動したもので、今回は 2 回目となります。

始めに、4 ページ目をお開き願います。最初に説明しました、漁業法における委員会指示の根拠法令となります。第 120 条の海区漁業調整委員会を内水面漁場管理委員会に読み替え、委員会として必要があると認める時は関係者に対して必要な指示を出すことができることを定めた条文となります。今般、発動しようとする委員会指示は、第 2 号議案同様、この規定に基づく指示となります。

次に、2 ページ目にお戻り願います。委員会指示発動の必要性について整理しました。読み上げて説明させていただきます。

委員会指示の必要性について。1、ブラウントラウトについて。ブラウントラウトは、平成 28 年頃から本県の和賀川水系で捕獲されているほか、距離的に近い秋田県の横手川水系で繁殖が確認されている外来魚。

平成 27 年 3 月に環境省・農林水産省によって公表された「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、「産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）」に分類され、魚食性が強いほか、いわな等と交雑するなど、在来種への影響が大きい。

オオクチバス（通称：ブラックバス）等は「特定外来生物」として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」により、飼育、栽培、保管及び運搬が原則禁止されているが、産業管理外来種に関する法律上の規制はない。

平成 29 年 11 月に水産庁が取りまとめた「水産分野における産業管理外来種の管理指針」では、「公的規制による対応」として、「水産動植物の繁殖保護等を図るため、在来種が生息する水域への分布拡大による食害、競合及び交雑を防ぐ必要がある場合等において、地域の実情を踏まえ、必要に応じて内水面漁業調整規則や内水面漁場管理委員会指示等により水産分野における産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講ずることとする。」とされている。

続いて 2、他道県の対応。

北海道ですけれども、北海道では、北海道漁業調整規則第 47 条で、卵を含むブラウントラウトの内水面への移植を禁止しております。

お隣の秋田県につきましては、秋田県内水面漁場管理委員会指示第 3 号（令和 7 年 3 月 7 日）、で、ブラウントラウトの生きたままの持出し、卵を含む移植及び放流を禁止。期間が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、となっております。秋田県につきましては、令和 5 年度に第 1 回目の委員会指示を発動しております。そこから、令和 5 年度、令和 6 年度については禁止期間を 1 年間としておりましたが、状況が今後 1 年で変化するとは考えにくいとして、令和 7 年度からは期間を 2 年、として発動しているということでございます。

次に山梨県では、山梨県内水面漁場管理委員会指示第 4 号（令和 5 年 11 月 2 日）で、卵を含むブラウントラウトの内水面への移植を禁止しております。期間は、令和 5 年 11 月 17 日から令和 7 年 11 月 16 日まで、となっております。山梨県では、平成 28 年 11 月 17 日に、期間を 1 年として最初の委員会指示を発動しておりました。平成 29 年度以降

は期間を2年として現在も継続しているというところでございます。

岐阜県につきましては、平成27年4月17日から、委員会指示によりブラントラウトの生きたままの持出しと移植を禁止しております。

次の3ページにいきまして、滋賀県では、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第27条第1項の規定により、ブラントラウトを含む指定外来種を県が指定し、これらの飼育者に対し届け出を義務付けるとともに、野外へ放すことを禁止しております。

3として岩手県の状況ですけれども、県内の内水面漁業協同組合、各市町村を対象とした外来魚生息状況調査を実施しております、生息状況の把握を行っております。令和6年度の調査、令和6年12月25日現在の状況となりますが、過年度に引続き、和賀川水系にてブラントラウトの生息が報告されております。

続いて4、委員会指示の必要性及び指示の期間。(1)、本県内水面において、ブラントラウトによる在来種への影響を低減し、水産動物の保護を図るため、その放流を禁止する委員会指示を発動する。(2)、指示の期間は、発動の日から1年間とする。

5、今後の対応。新たな生息域が確認される等、外来魚の拡散には今後とも注意する必要があることから、外来魚生息状況調査を継続し、実態把握に努めてまいります。

指示の期間につきましては、秋田県では、指示期間を2年としておりますが、1回目、2回目の指示発動時は、期間を1年としておりました。その後、秋田県内の状況が今後1年で急変するとは考えにくいとして、期間を2年としたということでございます。

今回の委員会指示の期間は、案として1年としておりますが、毎年実施している外来魚生息状況調査の結果を踏まえ、指示期間を検討していきたいと考えております。

続いて、別綴りで用意しました水産庁のパンフレット、「水産分野における産業管理外来種の管理について」の表紙を御覧ください。真ん中の右を向いている魚がブラントラウトです。3ページをお開き願います。ニジマス、ブラントラウト、レイクトラウトの分布状況が示されてございます。このうち真ん中のブラントラウトについてですけれども、日本海側と北海道を中心に分布が広がっており、本県では未確認とされておりますが、必要性のところで説明したとおり、秋田と隣接する和賀川で捕獲されているとの情報があります。本県でのブラントラウトの分布拡大を早急に防ぐ必要があることから、本委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。これが指示案本文となります。ページ中段、「指示の内容」について、読み上げます。

1、指示の内容。(1)、ブラントラウト(卵を含む。以下同じ。)を2の区域に放してはならない。(2)、ブラントラウトを2の区域において採捕した者は、これを生かしたままその区域から持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2、指示の区域。県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面。

3、指示の期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで。

県報登載の日付につきましては、本日、御承認いただければ、5月27日(火)を予定

しております。会長名でお出しします。

なお、指示の内容(1)においては、キャッチアンドリリースを含む、あらゆる放流行為を禁じており、(2)では採捕した場合は、生かしたまま持ち出すことを禁じることに
より、採捕したその場でブラウントラウトの処分を求めるものとなっております。

以上で、第3号議案の内容の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示
につきましても、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を
伴わない字句等の修正につきましても、事務局に御一任くださるよう、お願いいたしま
す。よろしく御審議の程、お願いいたします。

佐藤会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、第3号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員
の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

松林委員

岩手県では1年ごとにこちらを更新していくような形なのかなと思うのですが、毎年
調査を行われて、ブラウントラウトの生息状況を確認されているということで、これは、
なかなか数を数えるまでには至らないと思うのですが、増えているか減っているか等、
わかりますでしょうか。

横沢事務局長

数量については残念ながら、しっかり捕獲調査とかをしていないので把握しておりま
せん。ただ、その河川で確認しているということで報告をいただいているという状況で
ございます。

松林委員

ありがとうございます。

佐藤会長

その他はございませんか。

その他御意見等がないようでございますので、3号議案についてお諮りします。第3
号議案、「ブラウントラウトの放流を禁止する委員会指示について」、原案のとおり指示
することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示するこ
とに決定をいたします。

第3号議案 終了

佐藤会長

続きまして、「報告事項」に移ります。報告事項「令和6年度漁業権非設定河川への
魚類放流実績について」県の方から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課野澤でございます。それでは、令和6年度の漁業権非設定河川への魚類放流実績について報告させていただきます。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。失礼します。

県では、利用実績の情報が少ない漁業権非設定の河川及び湖沼につきまして、魚類の放流や水面利用等の状況を把握し、漁場としての適切な利用を促進するため、関係者に対して毎年調査を実施してございまして、今回、その調査結果を報告するものでございます。

資料の1ページを御覧ください。1の「釣り大会等の短期的に漁場を利用するもの」につきまして、花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合さんが、葛丸川へやまめを放流してございます。

続いて、2の「種苗を放流し長期に漁場を利用するもの」につきましては、洋野町では大野自然を守る会さんが、有家川と高家川へ6月にやまめといわなを放流してございます。宮古市では八木沢川を守り育てる会さんが、八木沢川へ9月と11月にやまめを放流いたしました。盛岡市では市が、中津川と米内川へ、5月にあゆとやまめを放流しました。花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合さんが、葛丸川へ6月にやまめを放流してございます。また、令和5年度にへらぶなを放流していた日本へら鮎釣り研究会岩手地区さんにおきましては、令和6年度の放流はございませんでした。

続きまして、2ページを御覧ください。釜石市につきましては、甲子川鮎釣り協力会、釜石市及び釜石大槌地区行政事務組合さんが、甲子川へ6月にあゆ、やまめ及びいわなを放流し、さらに釜石市さんが、片岸川と熊野川におきまして、やまめといわなを5月に放流してございます。

最後になりますが、3の「前年度との比較」についてでございますが、釣り大会等の短期的漁場利用は、前年度と変わらず、花巻市の葛丸川へのやまめ放流1件で、増減はございません。また、種苗放流による長期的漁場利用でございますが、令和5年度に実績のありました日本へら鮎釣り研究会岩手地区さんによるへらぶなの放流と、雫石川漁協さんによるいわなの放流の計画がなかったということでございまして、前年度と比較しまして市町村数、放流河川数及び延べ放流回数ともに減少してございました。

報告は以上になります。

佐藤会長

ただ今、県の方から報告事項の説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等があったら、お願いをいたします。

佐藤会長

御意見等がないようでございますので、「その他」に移りたいと思います。

佐藤会長

その他でございますが、委員の皆様方から、何か情報提供などはございませんでしょうか。

佐藤会長

県の方からは何かございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

最後に事務局からは何かございませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会につきましては、緊急の案件がない限り、12月の開催を予定しております。以上でございます。

佐藤会長

はい、それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございました。

終了（午後2時35分）
